

茅ヶ崎市病院事業管理者の給料月額の検討について

1 茅ヶ崎市における病院事業

市民の健康保持に必要な医療を提供するなどのため、市立病院を設置しています。
なお、市立病院の概要は、次のとおりです。

開設年月日	昭和 18 年 8 月 26 日
開設者	茅ヶ崎市長
所在地	茅ヶ崎市本村五丁目 1 5 番 1 号
現建物竣工	平成 15 年 3 月
敷地面積	1 7 7 0 6 . 6 m ²
延床面積	本館 2 8 8 7 8 . 3 1 m ² 別棟 1 4 3 4 . 4 7 m ²
病床数	4 0 1 床
標榜診療科	総合内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、代謝内分泌内科、循環器内科、腎臓内科、リウマチ膠原病内科、小児科、外科、消化器外科、呼吸器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、乳腺外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科口腔外科、放射線治療科、放射線診断科、病理診断科、麻酔科、精神神経科、リハビリテーション科 (計 28 診療科)
職員数	職員数 605 名 (医師 93 名 (専攻医・後期研修医含む)、医療技術職 94 名、看護職 362 名、事務職 42 名、技能労務員 14 名) 令和 4 年 3 月 31 日現在

2 地方公営企業法全部適用への移行

市立病院が将来にわたり健全な経営環境のもと、地域の基幹病院として市民に高度で良質な医療が提供できるよう、令和元年度から集中的に市立病院の経営改革に取り組んでまいりました。その取組の一環として、市立病院の在り方について検討し、病院事業について、令和 5 年 4 月 1 日に地方公営企業法の一部適用から全部適用へ移行することとなりました。

令和元年 9 月	茅ヶ崎市立病院リバイバル・ロードマップの作成
令和 3 年 3 月	茅ヶ崎市立病院在り方検討委員会への諮問
令和 3 年 8 月	茅ヶ崎市立病院在り方検討委員会の答申
令和 4 年 1 2 月	地方公営企業法全部適用への移行を定める旨の条例の議決 (茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例)
令和 5 年 4 月	地方公営企業法の全部適用への移行

3 病院事業管理者の概要

地方公営企業法の全部適用への移行に伴い、病院事業管理者を任命することとなります。病院事業管理者の概要は、次のとおりです。

選任	地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから市長が任命する。
身分	常勤の特別職(任期：4年)
地位・権限	原則として、病院事業の業務を執行し、当該業務の執行に関し茅ヶ崎市を代表する。
担任事務	<p>病院事業に関し、主に次に掲げる事務を担当する。</p> <p>(1) 職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、懲戒、研修及びその他の身分取扱に関する事項を掌理すること。</p> <p>(2) 予算の原案を作成し、市長に送付すること。</p> <p>(3) 決算を調製し、市長に提出すること。</p> <p>(4) 議会の議決を経るべき事件について、その議案の作成に関する資料を作成し、市長に送付すること。</p> <p>(5) 当該企業の用に供する資産を取得し、管理し、及び処分すること。</p> <p>(6) 契約を結ぶこと。</p> <p>(7) 料金又は料金以外の使用料、手数料、分担金若しくは加入金を徴収すること。</p> <p>(8) 労働協約を結ぶこと。</p> <p>(9) 病院事業に係る行政庁の許可、認可、免許その他の処分政令で定めるものを受けること。</p>

4 給料月額に関する考慮事項

本市においては、病院事業管理者の給与額の検討に際しては、次に掲げる事項について考慮することを考えています。

- (1) 病院事業管理者の職責
- (2) 茅ヶ崎市立病院の経営状況
- (3) 市民の理解の得られる水準
- (4) 県内において病院を設置している都市の状況
- (5) 病床規模等の類似した病院を設置する県外都市等の状況
- (6) 病院長の給与の状況
- (7) 本市における常勤特別職の給与の考え方

5 給与制度に関する考え方

(1) 医師資格の有無による差異

一部の他自治体においては、医師資格の有無により給与額に差異を設けている場合がありますが、本市においては、病院事業管理者の職務内容・職責を考慮し、医師の任命のみを想定しています。よって、本市では、医師資格の有する場合における給与額のみを定めることを想定しています。

(2) 期末手当、退職手当その他の手当

他自治体においては、地域手当の有無、期末手当の支給率、医師資格を有する病院事業管理者固有の手当の有無など、給与制度が様々に構築されています。一方で、本市における病院事業管理者の職務内容・職責を考慮したとしても、既存の常勤特別職の給与制度と同様にすべきものと考えています。よって、本市では既存の常勤特別職の給与制度によることとした上で、病院事業管理者の給料月額を定めることを想定しています。なお、病院事業管理者の地域手当、期末手当及び退職手当の支給率は、次のとおりとすることを想定しています。

手当	支給率	備考
地域手当	100 分の 10	市長 100 分の 10 副市長 100 分の 10 教育長 100 分の 10
期末手当	100 分の 177.5	市長 100 分の 172.5 副市長 100 分の 177.5 教育長 100 分の 177.5
退職手当	100 分の 300	市長 100 分の 400 副市長 100 分の 300 教育長 100 分の 200

6 給料月額の検討

上記 4・5 を踏まえ、給料月額に関する検討の資料として別添資料 5・6 のとおり整理しています。

7 今後のスケジュール

病院事業管理者の給料月額等を定める条例について、令和 5 年茅ヶ崎市議会第 1 回定例会への提案を予定しています。